

高森町	平成 15 年 9 月 12 日	午前 10 時から午後 3 時 まで	高森町林業総合セ ンター
波野村	平成 15 年 9 月 16 日	午前 10 時から午後 3 時 まで	波野村役場
長陽村	平成 15 年 9 月 17 日	午前 10 時から正午まで	JA 阿蘇長陽中央 支所
長陽村	平成 15 年 9 月 17 日	午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	立野公民館
久木野村	平成 15 年 9 月 18 日	午前 10 時から午後 3 時 まで	久木野村村民セン ター
西原村	平成 15 年 9 月 19 日	午前 10 時から午後 3 時 まで	西原村役場
蘇陽町	平成 15 年 9 月 22 日	午前 10 時 30 分から正午 まで	蘇陽町役場馬見原 支所
蘇陽町	平成 15 年 9 月 22 日	午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	蘇陽町役場

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 15 年 8 月 26 日から 平成 15 年 9 月 22 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものによっては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 775 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
熊本医療ガス株式会社 熊本市下碓川町 2205 番地	熊本医療ガス 株式会社	平成 15 年 7 月 9 日

熊本県告示第 776 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨龍ヶ岳町長から届出があった。

平成 15 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡龍ヶ岳町大字高戸字東風留 3495 の 17、字尾越 3495 の 6 地先並びに字東風留 3818 の 4、3818 の 3、3818 の 2、3818 の 6、3818 の 7、3805 の 2、3801 の 1、3800 の 4、3800 の 2、3795、3794、3793、3782 の 4 に隣接介在する無番地地先公有水面埋立地 2,488.24 平方メートル	天草郡龍ヶ岳町大字高戸字東風留
天草郡龍ヶ岳町大字高戸字尾越 3495 の 21、字鳥屋久保 3495 の 16 地先並びに字鳥屋久保 3495 の 16、3495 の 14 に隣接する無番地地先公有水面埋立地 365.01 平方メートル	天草郡龍ヶ岳町大字高戸字尾越

熊本県告示第 777 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の